

動物愛護センター懇談会報告書

—公用施設から公共施設へ、収容施設から交流施設へ—

平成 25 年 3 月

動物愛護センター懇談会

目次

I . 「動物愛護センター懇談会」設置の背景と検討の経過.....	1
II . 懇談会の基本的姿勢と本報告書の構成.....	1
III . 今後の動物行政の方向性と動物愛護センターの役割	2
(1) 動物愛護の普及啓発の推進	2
ア. 学校・地域・家庭等での普及啓発	2
イ. ボランティア等の活動支援.....	4
(2) 動物の適正管理の推進	5
ア. 動物の適正飼養指導	5
イ. 動物の収容・返還・譲渡	5
ウ. 遺棄・虐待の防止	6
エ. その他.....	6
(3) 動物由来感染症対策.....	7
ア. 狂犬病予防対策.....	7
イ. 高病原性鳥インフルエンザ対策	7
(4) 災害対策の推進.....	8
ア. 災害時の動物救護対策	8
イ. 飼い主への普及啓発	8
IV . 動物愛護センターの再編整備について	8
(1) 基本的な方針	8
(2) 主な機能と必要な諸室等.....	9
(3) 関係機関との連携	9
(4) 管理運営	10
V . おわりに	10
VI . 資料	12

I. 「動物愛護センター懇談会」設置の背景と検討の経過

川崎市では、他都市に先駆けて、昭和48年に動物愛護を基本理念とした「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」（昭和48年7月3日条例第32号）を制定し、また昭和49年には「飼い犬管理センター（現在の動物愛護センター）」を開設し、条例の目的である動物愛護の気風を高める実践的な推進施設として位置づけた。しかし当時の「飼い犬管理センター」の主要業務は「犬猫の収容・返還・処分」であったため、施設の構造や設備はそれら業務の遂行を念頭に置いたものであった。

その後社会情勢の変化に伴い、動物行政に求められるものは、動物愛護の気風の高揚や動物による迷惑防止など、動物の飼養者への指導・啓発にも重点が置かれるようになり、動物愛護センターにも「動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点施設」としての機能が求められるようになった。

しかし、現在の動物愛護センターは、建物設備の老朽化・狭隘化等により、期待される役割を十分には發揮できない状況となっている。

こうした中、収容された動物の福祉を図るとともに、動物愛護精神の普及を図るため、老朽化した現在の動物愛護センターから、だれもが利用しやすい動物愛護センターへの建替えを求める「川崎市動物愛護センター建設に関する請願」が平成22年3月12日に提出され、平成22年6月17日に市議会において全会一致で採択された。

それを受け、平成22年度より動物愛護センターの再編整備に向けた市役所内での検討が始まり、平成24年度には「動物愛護センターのあり方庁内検討委員会」において、今後求められる動物愛護センターの基本的な方向性を示す「川崎市動物愛護センター再編整備基本方針（以下「基本方針」という。）」を作成することになった。動物愛護センターの主要機能や事業内容について定めるこの「基本指針」は、外部有識者で構成される「動物愛護センター懇談会」の意見も参考にしつつ、検討を行うことになった。

このような経緯を経て設置された「動物愛護センター懇談会」（以下「懇談会」という）の会員には、青木人志（一橋大学大学院法学研究科教授、懇談会会長）、竹原秀行（社団法人川崎市獣医師会会長、懇談会副会長）、山口千津子（公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員）、東海林克彦（東洋大学国際地域学部教授）、森茂樹（かわさき犬・ねこ愛護ボランティア）の5名が委嘱を受けた。

懇談会は、平成24年11月から、川崎市における動物行政の現状と課題を把握するとともに、動物愛護センターの再編整備について議論を始め、25年3月まで合計5回の会議（うち1回は動物愛護センターの現状視察も兼ねた）を開催し、本報告書をまとめるにいたった。

II. 懇談会の基本的姿勢と本報告書の構成

動物愛護センターの建物は建築基準法上の「畜舎」に該当するため、現在の立地（第一種中高層住居専用地域）で既存不適格となっており、現行用地での建て替えが困難である。したがって、新しい動物愛護センターは現在地から移転せざるを得ないが、その候補用地はまだ確定していない。

立地条件（地域や面積）が不明な段階なので、懇談会では用地から生じる制約をいったん考慮の外におき、同時に、組織・人員についても、現行体制を新しい動物愛護センター（以下「新センター」という。）の絶対的な制約条件と考えず、川崎市の動物愛護行政と動物愛護センターのあり方の「近未

來の理想」について、自由な立場で意見を交換し、その内容を本報告書にまとめることにした。今後具体化するであろう諸制約の中でも実現可能な提言があれば、基本方針の中に積極的に取り入れられることを期待する。

以下、IIIにおいて、「今後の動物行政の方向性と動物愛護センターの役割」につき、項目ごとに懇談会の意見を述べる。設定した項目の具体的な内容は、第1に「動物愛護の普及啓発の推進」として「学校・地域・家庭等での普及啓発」および「ボランティア等の活動支援」、第2に「動物の適正管理の推進」として、「動物の適正飼養指導」、「動物の収容・返還・譲渡」、「遺棄・虐待の防止」、「その他」、第3に、「動物由来感染症対策」として「狂犬病予防対策」と「高病原性鳥インフルエンザ対策」、第4に「災害対策の推進」として、「災害時の動物救護対策」と「飼い主への普及啓発」である。

それをふまえて、さらにIVにおいて、「動物愛護センターの再編整備方針」について、「基本的な方針」、「主な機能と必要な諸室等」、「関係機関との連携」、「運営管理」という4つの観点から、懇談会の提言をまとめなおし、Vで簡単に結びの言葉を述べる。

III. 今後の動物行政の方向性と動物愛護センターの役割

(1) 動物愛護の普及啓発の推進

ア. 学校・地域・家庭等での普及啓発

学校での普及啓発のあり方としては、「動物」という狭い視野だけに限定せず、広い意味の「命の教育」の一環として動物愛護教育を行うべきである。

その際、新センターを中心とする市役所の動物行政主管部局だけではなく、夢見ヶ崎動物公園、教育委員会、獣医師会、動物病院、教育系の科目を開設している市内大学、かわさき犬・ねこ愛護ボランティア、動物愛護センターボランティア、そしてさらには一般市民を含め、市全体が官民の立場の違いを超えて連携を強化し、その総力を挙げて、「命」との関わりの中で動物の愛護や適正管理を教えるためのコンテンツや技法の開発及び実践に関与してゆくべきである。

たとえば、学校において動物と人間の関係、動物の習性とその福祉などについて基本的なことからを知識として教え、その後、新センターを見学して動物を身近に感じることで知識・実感を深めるような、重層的・双方向的なプログラムが開発されるとよい。プログラムで取り上げる動物は、犬猫等のペット動物だけでなく、野生動物や産業動物のあり方にも視野を広げ、「命」との関わりで問題を大きく捉えた教育を行っていくべきだろう。

また、動物愛護のみならず適正飼養という観点からは、「命」の大切さを伝えると同時に、その土台の上に、「社会の中での動物」という観点、具体的には「現代の川崎市で動物を飼うということはどういうことなのか」という観点を含んだ、「豊かな社会性を備えた飼い主になるための教育」へと発展してゆかなければならない。この点については「(2) ア」において述べる。

このように、子どもたちの教育、とりわけ小中学校という早期の段階での教育に力を注ぐべきことは、一見遠回りのようだが、懇談会の会員一同が本報告書においてもっとも強調したい点のひとつである。なぜならば、動物愛護の観点から適切な行動を取れる市民をたくさん育てることに成功すれば、川崎市のみならず日本全国の動物行政が抱える多くの困難な問題は効果的・根源的に解決され、そこから生じていた市の財政負担や職員・市民の精神的負担等も大幅に軽減され

るはずだからである。

なお、ここで注意すべきは、動物愛護教育は動物の「飼い主教育」だけにとどまらないということである。また、それは、「命を大切する気持」「豊かな情操」という「内面のあり方」と深く結びついていると同時に、公共の利害にも深く関わる「外面向的な行動規範」を扱う教育でもなければなければならない。

つまり、動物愛護教育は、動物を飼う人も飼わない人も含めた社会を構成するすべての市民に関係する問題を扱うものであり、人と動物の関係が問題となる場面で、動物愛護の観点から、人が動物に対して、あるいは、人が人に対して、どのように「行動」するのが適切であるかを教え、問いかけ、考えさせる教育もある。そのような意味でとらえた動物愛護は、動物を「愛する」ことを強い、ペットを飼うことを無条件で称揚・奨励する教育ではありえない。たとえば「世の中には動物が嫌いな人や苦手な人がたくさんいるし、そのような人がいてもいいこと」、「人の内面をコントロールして動物を好きになるよう仕向けることは不可能・不適切だが、動物虐待という外面向的な行為は何人たりともやってはいけないこと」などを、一人一人に理解させ、そのような価値観や行動規範を社会の中に定着させるのも、間違いなく「動物愛護」教育だといえる。

以上のような教育の拠点としての新センターは、学校教育のみならず、地域や家庭における動物愛護精神の普及啓発にも役立つ施設となるべきである。

そのような機能を十分に發揮するためには、何をおいても新センターがたくさん的人が自然に集まってくれる施設でなければならない。不特定多数の人が立ち寄りたくなる楽しい新センターとなるためには、移転再編の機会を「千載一遇の好機」と積極的にとらえ、動物行政に関する「公用」施設から、ソフト面もハード面もともに充実した魅力的な「公共」施設へと、思いきって脱皮・変貌することを考えてほしい。

法律上動物愛護行政に要請される最低限の諸機能を十分に果たすことはもちろん、それだけでなく、市民もそこで働く職員も誇らしく思えるような充実した機能と設備をもち、施設の敷地や建物自体が市民に憩いの場を提供できるような、一種の公園的な機能を果たす新センターに生まれ変わったらどうか、ということである。

具体的には、来訪者が楽しみつつ動物を身近に感じることができ、動物愛護に関わる人たちの知的関心を満たす資料を揃え、動物愛護に関する講演会の開催やボランティアの交流といった多様な企画を可能にするようなセンター、みんなが繰り返し来たくなるようなセンターとなり、そこから川崎市民のみならず日本全体にむけて、動物愛護という社会的価値の必要性・重要性と、動物愛護を実践することは「素敵でかっこいい」ことなのだというメッセージを、従来の役所にはなかった柔軟で多様な方法により、積極的に発信していってほしい。

くわえて、動物に関わる教育機関（大学や専門学校など）から実習生を受け入れ、動物愛護行政の現場を体験させ、動物愛護について考えさせる機会を与えることも、新センターの取り組みの新機軸として推奨したい。

新センターの建物の設計自体にも、そのための具体的な工夫が必要である。みんなが立ち寄りたくなるような楽しい建物であると同時に、学校行事として子どもたちが来訪できるよう、雨天でもお弁当を食べられるような空間や、バスが停まれる駐車場が確保されているとよい。

さらに、運営面でも、家族で気軽に遊びに来られる場所、ボランティアの育成・交流の場にす

るためには、「土日開館」を考えることも必要になるだろう。

イ. ボランティア等の活動支援

動物愛護の普及啓発の推進の方法として、今後力を入れてゆくべきことのひとつは、動物愛護に関わるボランティア等の活動支援である。川崎市は「かわさき犬・ねこ愛護ボランティア」「動物愛護センターボランティア」の人たちと、動物行政主管部局や動物愛護センターが、かなり良好な協力関係を築いてきていると評価できる。これは川崎市にとって貴重な財産である。

動物愛護問題については市民と行政はしばしば緊張関係に立つ。そのような中で、川崎市では、両者が批判する側とされる側という一方通行の関係に尽きるのではなく、動物愛護行政の改良のために両者が意見を述べ合い協力し合える日常的な場や環境があるということは、幸いなことであり、今後も引き続きボランティア活動を積極的に支援し、関係部局や新センターと市民の間により強固な信頼・協力関係を築いてゆくべきである。

将来の川崎市の動物愛護行政とボランティアとの関わり方については、その関わりの強さにより3層構造の同心円をイメージできる（次頁の図参照）。

まず中心層は、市の特定の業務をボランティアに補完してもらうという密接な関係のある領域を示す。ここに関与するボランティアは、その業務の性質に応じて、一定の資質・知識・技能を備えた人に限定されることになるだろう。

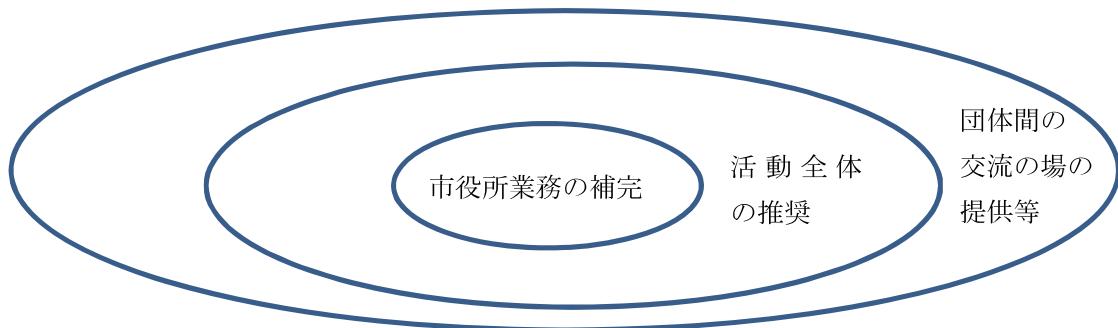
それを取り囲む中間層では、市とボランティアの関わりはやや緩いものとなる。特定の業務の補完といった具体的なつながりがなくても、行政が、ボランティアの活動全体を推奨することで、ボランティアとなりうる人材を応援し、育てていくという関係である。

いちばん外側の外縁層は、ボランティア活動を行う諸団体や個人に、センターが日常的な交流を行える場（空間と機会）を提供するという関係を示す。ここでは行政はボランティア同士の交流を、その場を提供するという間接的な方法で側面から支えるだけである。

中心層でボランティアに行政の仕事を補完してもらう際には、依頼内容の明確化ならびにボランティア自体の絶対数の増加と緩やかな組織化（ただし高度な組織化はボランティアの本質に反するので連絡体制の整備程度）が必要であり、かつ個々のボランティアについては一定程度のトレーニングも必要である。また、とくに中心層にあっては、ボランティアと行政職員との意見交換の場を設け、現場ならではの感覚を施策に反映させていくことを検討するのも、相互の協働意識を芽生えさせ、ボランティアのモチベーションを維持するために必要であろう。

一方、行政の仕事に直接関係があるなしに関わらず、いろいろな動物愛護に関わる民間活動を行いやすいような基盤や制度を整えるのも、広い意味で動物愛護センターの仕事としてよい。中間層・外縁層の具体的な活動支援の具体例としては、①ボランティアの育成のための研修プログラムやそのための教材を開発すること、②ボランティア自らが開催するセミナー等を支援すること、③動物愛護センターの一部分にボランティアが休日夜間を問わずいつでも利用できる部屋（ないし空間）を設け、ボランティア間の交流に便宜を与えてゆくことなどが考えられるだろう。

図：ボランティアの活動支援の3層構造



(2) 動物の適正管理の推進

ア. 動物の適正飼養指導

「(1) ア」において述べたように、動物愛護は「命」への感受性を育むことから出発するが、そこを土台にしつつ、さらに一步進んで、「動物の福祉を適正に確保できると同時に豊かな社会性を備えた飼い主」を生み出す指導、すなわち「適正飼養指導」へと発展してゆかなければならぬ。

そして、ここで注意すべきことは、適正飼養指導には2つの側面があり、それは「飼うための指導」だけでなく、「飼わないための指導」でもあるということである。たとえば、「飼えない人は動物を飼わない」「飼わないのも動物愛護の一つの形であり適正飼養の要請でもある」という価値観を根づかせることも大切である。

畜犬登録義務、予防接種を受ける法律上の義務を強調し、違反は法律上の犯罪ですらあることを從来にまして強く啓蒙してゆくべきである。同時に、法律上の犯罪にあたる可能性のある動物虐待に対しては、法律の定める勧告・命令という行政権限の発動が現在より積極的に行われることを期待する。

動物愛護の精神を踏みにじる虐待行為、適正飼養の観点から社会的責任を適切に果たさないことは、違法行為になるおそれがあることを、知識として啓蒙することはもちろん、法律の規定に従い行政庁が現実に法執行を行っているという事実を知らせることも、広義の適正飼養指導だといえる。

この点においても、飼い主に対する指導が対症療法的な対策だとすれば、子どもなどの「飼い主予備軍」に対する指導は、有効かつ着実な原因療法的な対策であるから、適正飼養指導という観点からも、新センターは教育機能にとくに力を入れた公共的施設として、ハード・ソフトの両面を充実させることが望ましい。

なお、指導の対象とする動物は、犬猫等のペット動物だけでなく、産業動物や展示動物の方にも視野を広げて、動物の適正飼養の問題を広い観点から捉えるべきである。

イ. 動物の収容・返還・譲渡

収容については、新センターに収容される動物数が減ってゆくことが望ましい。2012年の

動物愛護管理法改正で所有者からの引き取り拒否が一部可能になったので、その法規定の活用により一定の改善が見込まれるもの、より根源的な対策としては、上に述べたばかりの、「動物を飼う場合は、飼い主自身が最後まで飼いきれるのかを十分に考えたうえで飼うべきだ」という「適正飼養指導」の徹底が重要になる。

それでもなお収容された動物について新センターが今後さらに力を入れてゆくべきことは、「譲渡のいっそうの促進」である。

被収容動物の譲渡を推進するためには、何よりも譲渡先となる潜在的 possibility のある人にたくさん来てもらうことが必要である。そしてそのことを通じて、「動物を飼いたいときは、動物愛護センターから譲渡してもらう」というルートが存在することを、より広く市民に知ってもらうべきである。

そのためにも、再三述べているように、運営面では土日開館を検討し、設備面では「市民の憩いの場」となることが重要である。

川崎市は動物の収容期間を現在でもかなり長くとっている。この対応は、動物愛護の見地からはすぐれた判断であるが、その一方、施設の狭隘化、飼育コストの増大という問題を引き起こす。収容される動物数の削減、譲渡の促進といった対策の実施に加えて、収容長期化対策として、動物の収容スペースを拡張すること、人になつかせ譲渡に適するよう動物を訓練する技法を開発すること、収容動物のケアや飼育環境保持のため新センター職員や施設だけでは対応が難しい部分については民間の力も借りること、獣医師会との連携・協力を強化すること、全国の様々な官民のネットワークを柔軟に活用していくこと、などを検討すべきである。

ウ. 遺棄・虐待の防止

遺棄・虐待の防止については、動物愛護教育、適正飼養教育を通じてそれらを未然に防止するとともに、動物愛護管理法で認められている行政的介入手段を積極的に活用してゆくべきである。

川崎市の場合、現在、遺棄・虐待の相談に対応するのは基本的には保健所であるが、新センターは、保健所に対して専門的な助言を行える教育的機能を持つこと、保健所と連携して現場指導できるような体制、機能、人材を持つことが必要である。

エ. その他

現在川崎市では、動物行政の窓口をなるべく一元化するという考え方にもとづき、動物愛護センターが鳥獣保護法に基づく業務も管轄している。

しかし、有害鳥獣の駆除（捕獲鳥獣の殺処分）という業務は、新センターの目的をその名称どおり「動物愛護」に純化し、「命を大切にする教育」という部分を強調してゆくと、矛盾が感じられるところもある。新センターに引き続きこの業務を管轄させるかどうかは、再編整備の機会に再検討されてよいだろう。再検討の結果、当該業務を新センターの業務から切り離すことができれば、業務理念の統一的把握は容易になる。

再検討の結果、現行どおり当該業務を新センターが引き続き管轄するということになる場合は、①有害鳥獣駆除の問題を動物愛護・適正飼養という問題とどう関連づけるかにつき考え方を整理し、その業務の内容と執行状況を隠すことなく市民（必要ならば子どもたちにも）に説明できるようにすること、②施設の構造上、職員・来訪者や動物愛護法にもとづく被収容動物に野生動物からの感染症が及ばないよう万全の配慮をした施設構造にすることが必要である。

(3) 動物由来感染症対策

ア. 狂犬病予防対策

まず、啓発指導の側面では、狂犬病に対する正しい知識を市民や動物取扱業者に広める必要がある。狂犬病の怖さが、近年の日本ではともすると忘れられがちであるが、わが国は海外渡航者も多く、動物の大量輸入国でもあるのでつねに警戒を要する。2006年にフィリピンから帰国した人が狂犬病を発症し死亡した事例があったことからも、狂犬病が名前とはうらはらに犬以外の多くの哺乳類に感染する病気であり、東南アジアをはじめ海外ではいまだに発生している恐ろしい病気であることを啓発してゆくべきである。

あわせて、狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射の義務違反は、同法上の犯罪であり刑罰によって処罰されるものであること、より強く啓発すべきである。

そのような知識の普及にあたっては、ペット業者との協力が有効であろう。動物取扱責任者研修の折にペット業界関係者に狂犬病などの感染症についての知識を普及し、ペット販売時の説明において登録などの法的義務について、業者からも購入者に説明・指導してもらう体制を作るべきである。

これについては、川崎市の動物愛護センターに固有で緊急を要する問題もある。

現在、川崎市では飼い主不明の犬が咬傷事故を起こした場合は、保健所長の依頼で狂犬病鑑定を動物愛護センターが行っており、14日の鑑定期間中に犬が死亡した場合は、その犬の脳を摘出して神奈川県衛生研究所に精密検査をしてもらうことになっている。

しかし、現在の動物愛護センターには、そのような摘出のための適切な検査室がなく、やむなく処分室で代用している。新センターを建設する際には、狂犬病その他の伝染病鑑定のため独立した検査室が感染症予防対策のためには絶対に必要である。また、狂犬病対策のため、ワクチン等の必要な薬品その他の備蓄品を保管する部屋も新センター内に作ることが望ましい。

飼い主が判明している犬が咬傷事故を起こした場合は、現在は獣医師による経過観察を行うことになっているが、万一、狂犬病が発生した場合は民間の動物病院だけでは対応が難しいので、行政（保健所や動物愛護センター）と獣医師会がどのように連携し、どう役割分担するかについてのシミュレーションも行い、その上で新センターに必要な施設と体制を備える必要があるだろう。

イ. 高病原性鳥インフルエンザ対策

狂犬病のみならず高病原性鳥インフルエンザ対策のためにも、新センターでは、鑑定等のための専用の検査室の整備が必須である。このことは繰り返し指摘しておく。

また、死亡野鳥を発見した場合の対応について、現在のところ市民も獣医師も具体的にどのような手続をとるのが適切であるかについて理解が共有されていないので、行政・市民・獣医師会の間でその取扱いがマニュアル化され、その情報が共有されることが必要である。

その上で、動物愛護センターが、鳥インフルエンザなどの動物由来感染症研究で学術的貢献を行い、動物由来感染症についての情報ネットワークの一部を担うことができればいいそう望みたい。

(4) 災害対策の推進

ア. 災害時の動物救護対策

災害発生時にはペット動物との「同行避難」が行われるなど、動物保護・救援の必要が生じることから、新センターには、災害時の動物保護・救援のための拠点となる公共施設としての機能が期待される。

建物の耐震性を確保することはもちろん、非常災害時にあっても通信機能を失わない高度な防災機能を備えるべきである。被災動物の収容・保護の必要が生じることを考えると、可能なかぎり広い空間をそのために平時から確保しておくことが望ましい。それは新センターとは別の場所にあってもかまわないが、「多目的スペース」や「多目的グラウンド」として、新センターの建物・敷地の中にその空間を最初から確保しておくのが有効な方法であることは疑いない。設計を工夫して屋上の有効利用を考えるのもよかろう。収容動物を世話する職員やボランティアが宿泊できる施設も必要になるだろう。

ソフト面では、動物やボランティアの出入りや動きを一括して把握・管理する手段を講じる必要がある。

イ. 飼い主への普及啓発

阪神淡路大震災、中越大震災、東日本大震災といった震災の経験から、ペット（ただし動物種は犬・猫・籠に入れた鳥くらいに限定されるだろう）との同行避難が、被災者の精神面に良い影響を及ぼすことは明らかである。

かりに同行避難を認めず、シェルターを建設して被災ペットを収容したり、避難区域の中に入つて後から動物を救い出したりすれば、そのための人手も資金も大いに必要になるので、同行避難の実施は、ペットを飼っていない人を含む市民全体にとって利益になる（つまり将来の社会的コストを削減する）側面もあわせもつ。

以上のことから、災害時はペットとの同行避難を原則的な方針としつつ同行避難する場合のルール作りを行い、災害時に適切に対応できるペットの種類や頭数を飼い主自身がよく考えなければならないことを訴えてゆくべきである。そのような啓発活動を通じて、「災害時に同行避難できないような動物は飼わない」という意識を育ててゆくことが大切であろう。

IV. 動物愛護センターの再編整備について

IIIで述べたことをふまえて、動物愛護センターの再編整備方針について懇談会の提言を、IIIとの重複もあるが、以下にあらためてまとめる。

(1) 基本的な方針

新センターは、従来のあり方に拘泥することなく、たくさんの市民が自然に集まってくるような楽しい施設、職員が充実感をもって働けるハード・ソフトの両面において先進的な施設、市民も職員も川崎市内外に誇れるようなものとする。職員も来訪者も収容されている動物も「楽しく、快適な」機能、設備、デザインを備えた、魅力的な公共施設としたい。

また、新センターは、市の諸部局(夢見ヶ崎動物公園を含む)、区役所、保健所、獣医師会、動物病

院、動物保護団体、さまざまな初等・中等・高等教育機関、ボランティア、一般市民との連携をいっそう深め、それら官民の柔軟な協働・交流のもとに、動物愛護・適正飼養を啓発・指導・研究する先端的な拠点となることをめざす。

あわせて、動物由来感染症対策のための諸設備や、過去あいついだ大震災の教訓から、新センターの災害対応能力を充実させる。

なお、現在動物愛護センターが管轄している鳥獣保護法上の管轄動物（ハクビシンやアライグマなどの野生動物）については、従来どおり動物愛護センターの業務として扱うか、再編にあたり分離するかを検討し、いずれの結論になるにせよ、それに応じた体制を整える。

新センターの主要な利用者としては、動物飼養者、飼養希望者、動物愛護団体、ボランティア、高等教育機関の実習生、初等中等教育に関わる学校、幼稚園、保育園、家族連れ、動物取扱業者などを広く想定し、センターをたんなる動物の収容施設ではなく、市民の楽しく豊かな交流の場として機能させる。

（2）主な機能と必要な諸室等

新センターには、動物愛護の普及啓発の拠点、動物の適正飼養の普及啓発の拠点、動物由来感染症対策の拠点、災害対応の拠点という4つの機能を十分に發揮させる。とくに、初等・中等教育段階にある子どもたちへの教育に力を入れ、動物愛護・適正飼養の要請に合致する価値観と行動規範を身につけた未来の飼い主、未来の市民の育成を推進する。

ハード面では、動物の福祉にかなった設計の動物収容施設をもつことや、動物由来感染症対策のために必要不可欠だが現在のセンターにはない検査室を設置することが必須であるほか、事務室、宿泊室、薬品や緊急災害用物資の備蓄室、多目的室、資料室、シャワー室、セミナールーム、ボランティア交流室、災害発生時の動物救護活動に利用できる（それに転用できる）広いスペース、学校の子どもたちや市民が集まりやすい諸設備（バスも停まれる駐車場、多人数が集合できる屋根のある空間など）を、できるかぎり備えたものとする。動物愛護・適正飼養の実現のためには、ハード面（動物の飼育環境などのミクロ面から街づくりに至るマクロ面まで）がたいへん重要であるから、市民への普及啓発の場として、必要ならば民間業者とも協力して、動物を適正に飼養するためのモデルルームの設置や、すぐれた商品などの展示・紹介なども考える。

（3）関係機関との連携

川崎市と現在の動物愛護センターがこれまで築いてきた獣医師会やボランティアとの良好な協力関係を今後も維持発展させつつ、関係諸機関との連携を図ってゆくことが望ましい。

とくに獣医師会とのより積極的な協力関係を築き、新センターと獣医師会の相互にとって利益がある関係を作るべきである。たとえば、獣医師会にとっても参考になる動物愛護・適正飼養の要請にこたえる模範的でスタンダードな設備を新センターが備え、同時に当該設備を十分に使いこなすための専門知識を獣医師会が提供することで、一種の互恵関係を築くことができる。また、新センターは、動物や教育に関わる大学生や専門学校生のインターシップなどの研修の場としても積極的に開いてゆく。

(4) 運営管理

動物愛護センターの事業の中には、市が直接実施すべき事業と民間への委託が可能な事業を分けることができる。新センターで実施する事業を具体的に構築していく中で、獣医師会などとも協議しながら、専門業者への業務委託や、市民団体等との連携・協働のあり方について検討する。

たとえば、基幹業務は行政職員で対応しても、犬のしつけや飼養管理など民間の専門家にまかせたほうが良い業務はその内容をはっきりさせたうえで民間委託を検討し、その周りをボランティアが緩やかに取り巻き補助するという運営体制が理想である。

また、新センターのランニングコストを考慮し、税金以外の資金の調達、具体的には市民や企業からの寄付を受け入れる方策（たとえば基金制度の創設など）を積極的に検討する。

V. おわりに

動物愛護センター懇談会の会員5名は、5回におよぶ公開の会合の中で、新センターについて、自由にさまざまな提言やアイディアを出しあった。その詳細は本報告書だけでなく各回の議事録にも記録されている。

市当局にあっては、それらを精査のうえ、「川崎市動物愛護センター再編整備基本方針」の検討の際に組み込めるものがあれば、積極的に採用していただきたい。

懇談会の大きな結論をキャッチ・フレーズにするならば、本報告書のサブタイトルにもうたった、「公用施設から公共施設へ、収容施設から交流施設へ」というものである。

新センターが、再編を機に、市民にとっても市職員にとっても、わくわくするような魅力的な施設に生まれ変わることを切に願う。

以上

VI. 資料

- 1 動物愛護センター懇談会設置要綱
- 2 動物愛護センター懇談会会員名簿
- 3 動物愛護センター懇談会の経過

1 動物愛護センター懇談会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、本市における動物行政の現状と課題等を把握するとともに、動物行政の中核施設である動物愛護センターの再編整備に向けた施設のあり方を検討することを目的として「動物愛護センター懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 動物愛護センターの再編整備に向けた施設のあり方に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、6名以内で組織する。

2 会員は、次の者のうちから充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係団体代表者
- (3) その他必要な者

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

(事務局)

第6条 懇談会の庶務は、健康福祉局健康安全室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、

会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

2 動物愛護センター懇談会会員名簿

氏名		現職等
会長	青木 人志	一橋大学大学院法学研究科教授
副会長	竹原 秀行	社団法人川崎市獣医師会 会長
会員	東海林 克彦	東洋大学国際地域学部教授
	森 茂樹	かわさき犬・ねこ愛護ボランティア
	山口 千津子	公益社団法人日本動物福祉協会 獣医師・調査員

3 動物愛護センター懇談会の経過

川崎市動物愛護センター視察

- 1 日 時 平成24年11月12日(月) 午前9時~9時30分
- 2 説明者 川崎市動物愛護センター所長

第1回懇談会(公開)

- 1 開催日時 平成24年11月12日(月) 午前9時30分~11時30分
- 2 場所 川崎市動物愛護センター 2階指導室
- 3 議事
 - (1) 動物愛護センター懇談会の検討内容について
 - (2) 動物愛護センターの現状と課題
 - (3) 今後の動物行政の方向性と動物愛護センター
 - (4) 動物愛護の普及啓発の推進
 - ・学校・地域・家庭等での普及啓発
 - ・ボランティア等の活動支援
- 4 傍聴者 1名

第2回懇談会(公開)

- 1 開催日時 平成24年12月26日(水) 午後2時~4時30分
- 2 場所 川崎市役所第3庁舎15階特別会議室
- 3 議事
 - (1) 動物の適正管理の推進
 - ・動物の適正飼養指導
 - ・動物の収容・返還・譲渡
 - ・遺棄・虐待の防止
 - ・特定動物の適正管理・野生動物に係る助言指導
- 4 傍聴者 5名

第3回懇談会(公開)

- 1 開催日時 平成25年1月7日(月) 午後2時~4時30分
- 2 場所 川崎市役所第3庁舎15階特別会議室
- 3 議事
 - (1) 動物由来感染症対策
 - ・狂犬病予防対策
 - ・高病原性鳥インフルエンザ対策

- (2) 災害対策の推進
 - (3) 動物愛護センターの再編整備の方向性について
- 4 傍聴者 2名

第4回懇談会（公開）

- 1 開催日時 平成25年2月5日(火) 午前9時30分～11時30分
- 2 場所 川崎市役所第3庁舎15階特別会議室
- 3 議事
 - (1) 動物愛護センターの再編整備の方向性について
 - ・主な機能
 - ・関係機関との連携
 - ・運営管理等
 - (2) 動物愛護センター懇談会報告書について
- 4 傍聴者 4名

第5回懇談会（公開）

- 1 開催日時 平成25年3月13日(水) 午前9時～10時30分
- 2 場所 川崎市役所第3庁舎3階第1会議室
- 3 議事
 - (1) 動物愛護センター懇談会報告書について
- 4 傍聴者 2名